

各支庁経済部建設指導課
住宅管理係長・主査 様

建設部住宅課住宅管理係長

道営住宅の募集に関する各種取扱方法等について

このことについて、平成15年2月14日付け住宅第1345号により通知したところでありますが、このうち一部の取扱については、これまで特段の定めが無く、各支庁及び委託団体において取扱が異なる状況が見受けられることから、取扱の統一を図ろうとするものです。

つきましては、今後、その取扱にあたり特に下記の点に留意のうえ適切な対応をお願いします。

記

1 入居申込書等の配付について

(1) 郵送配付について

- 従来から、適正な申込を行わせることなどを意図とし、来庁(所)した者に対し必要な説明を行ったうえで、入居申込書等を配付しているところであるが、近年の応募倍率の高まりなどにより、連続落選し何度も申込を行っている者など、その都度説明を要さないと思われる申込者が増えている実態等を考慮するものであること。
- 今回の郵送による配付は、希望者から申し出があった場合の対応ということであり、配付に当たっての基本的な考え方は、なお、従前のおりであること。

(2) 配付部数について

- 上記(1)配付の基本的な考え方に基づく場合、1人に1冊を配付することが基本になると考えられるが、今後の郵送配付への対応も考慮し、相手方からの申し出が適当と認められる場合には、その求めに応じ適切な部数を配付しようとするものであること。

2 入居申込書の郵送受付について

(1) 事前説明について

- 妥当な事情により、郵送で申込を行わせようとする場合は、あらかじめ送付期限や受付処理の考え方など必要な事項を相手方に十分説明し、トラブルが生じないよう万全を期すこと。

(2) 受付処理について

- 公平を期すため、適正な内容の申込書等が受付期間の末日までに送達された場合に有効な申込があったものとして受付処理すること。

(3) 不備がある申込について

- 記入漏れ、誤記、添付書類の不足等の不備がある申込は、訂正等の補完手続きを受付期間内に行わせるものとし、補完手続きが完了した時点で正式に受付受理すること。

(4) 抽選カード等の返却について

- 抽選カードなど受付後に返却しなければならない書類等がある場合は、事前説明の段階でその方法を確認しておくこととし、郵送による返却を希望する者には、申込時に返送用封筒(住所・氏名記入、切手貼付のもの)を同封させるなど、個々のケースに応じ適切な方法で対処すること。